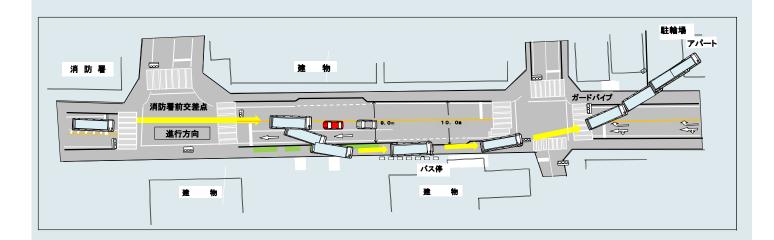
事業用自動車事故調査報告書 概要 ~乗合バス(大型)の衝突事故~ (東京都小金井市 都道134号線)

事故概要

平成28年1月7日15時45分頃、東京都小金井市の都道134号線において、回送運行中の乗合バスが片側1車線の道路を走行中口、道を斜めに横切り右側の歩道に乗り上げてコンクリート製土留めに衝突し、さらに歩道の号に接触しながら進み、交差点の信号をなぎ倒したあと進路を左方向に変え、道路をはである重要としたが、運転者はなかったが、運転者は後査のため病院に搬送された。



事故状況図



原因

- 乗合バスの運転者が、意識を失ってけいれん発作を起こし、無意識にアクセルペダルを 踏み込んだことにより発生したものと推定される。
- ・運転者の症状は、機会発作※によるものと認められる。
- けいれん発作が起きる前の体調異常を感じた時点で運転者が運転を中止していれば、事故の発生を回避できた可能性が考えられる。
- ※機会発作とは、けいれん発作・意識消失発作で、発作に反復性はなく発作の誘因の状況においてのみ誘発される発作

再発防止策

- ★ 事業者は、運転者に対し、身体の異常を少しでも感じた場合は、<mark>運行中止や遅延を躊躇することなく、</mark>速やかに周囲の安全に配慮した上で<mark>車両を停止</mark>させ、運行管理者に状況を報告して指示を受けるよう継続的に指導する。
- ★事業者は、日頃から点呼において疾病等の状況を報告させたり、病気等の前兆の把握に 努め、また運転者から気軽に相談できる環境づくりをする。
- ★ 国土交通省等の関係者は、運転者の体調急変時に車両が自動的に安全に停止して事故を 未然に防ぐ、ドライバー異常時対応システム等の開発・普及に取り組む。